

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

埼玉県立和光南特別支援学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

（１） 「選考委員会」について

推薦者を選考するため、教頭・教務主任・進路指導主事・学部主事・学年主任・担任からなる「選考委員会」を設置する。

（２） 人物について

- ① 進学及び、進学後の人生設計が明確である。
- ② 授業、学校行事等において、給付奨学生にふさわしい学校生活を送っている。
- ③ 将来良識ある社会人として活動し、社会に貢献する人物となる見込みがある。

（３） 健康について

- ① 定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる。
- ② 心身に障害や疾病がある場合であっても、修学に耐えられると見込まれる。

（４） 学力及び資質について

進学先での学修に対する意欲が認められる。

※社会的養護を必要とする者については別途審議する。

（５） 家計について

次の①～③のいずれかを満たす場合。

- ① 生計を維持する者が、住民税非課税世帯である場合。
- ② 生計を維持する者が、生活保護世帯である場合。
- ③ 生計を維持する者が、申込時に以下の施設等に入所等しており（18歳時点で入所等していた又はしていることが見込まれる）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。
 - (ア) 児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する施設）
 - (イ) 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
 - (ウ) 児童支援施設（同法第44条に規定する施設）
 - (エ) 児童自立生活支援事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
 - (オ) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
 - (カ) 里親（同法第6条の4に規定する者）